

# 報告事項No. 1 請願第 4 号

教育長、庶務課長及び庶務担当課長の懲戒処分を求める請願

2016年12月22日

川崎市教育委員会

教育長 渡邊直美 様

教科書を考える川崎市民の会

共同代表 畑谷嘉宏

共同代表 江田雅子

共同代表 木村雅子

連絡先

川崎市多摩区登戸3398-1

三井生命登戸ビル5階

川崎北合同法律事務所

TEL044-931-5721

FAX044-931-5731

弁護士 畑谷嘉宏

## 第1 請願の趣旨

公文書たる録音テープを消去した行為は、地方公務員法29条1項1号、2号、3号に違反する明白な違法行為である上に、市民の共有財産である公文書を棄損した公文書毀損罪に該当する犯罪行為であるので、テープの消去を直接指示した平成26年9月当時の川崎市教育委員会庶務担当課長、庶務課長及び川崎市教育委員会事務局公文書管理規則に基づき保存義務を負っていた責任者である教育長に停職もしくは減給の嚴重なる懲戒処分を求める。

## 第2 請願の理由

- 1 木村雅子は、平成26年9月8日川崎市情報公開条例第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会に対し、同年8月17日及び同月30日開催の教育

委員会議事録音テープの開示請求を行った。

北谷瑞恵は、平成26年9月24日、同年8月30日開催の教育委員会議事録音テープの開示請求を行った。

- 2 川崎市教育委員会は、木村雅子の開示請求に対し平成26年9月22日開示請求拒否処分を、北谷瑞恵の開示請求に対し同年9月30日開示請求拒否処分をなした。
- 3 川崎市教育委員会は、川崎市教育委員会事務局公文書管理規則第7条第2項第4号において「川崎市情報公開条例第6条・・・の規則による開示請求のあったものについては、当該請求に対する諾否の決定の日の翌日から起算して1年間が経過するまでの間、保存期間を延長する旨」定められているにもかかわらず、これに反して、平成26年10月21日に平成26年8月17日会議録音テープを消去し、同年10月31日に平成26年8月30日会議録音テープを消去してしまった。
- 4 川崎市教育委員会の前記拒否処分に対し、木村雅子は平成26年11月7日に、北谷瑞恵は同年11月11日に、それぞれ異議申立をした。

川崎市教育委員会委員長峪正人は、川崎市情報公開条例第22条第2項の規定により、上記異議申立に係る審査について川崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした。

- 5 川崎市情報公開・個人情報保護審査会は、川崎市教育委員会委員長に対し、平成27年12月22日、会議録音テープは公文書である旨、しかし開示請求に係る公文書が既に消去されているという事情があるため改めて物理的に不存在を理由とする開示請求拒否処分をするべきであるとの答申をなした。

そして、同審査会は、次のとおり付言して録音テープの消去について川崎市教育委員会の責任を厳しく断罪した。

本件請求がなされたのは平成26年9月8日、本件処分がなされたのは同月22日である。そして、本件音声データが廃棄(消去)されたのは、同年10月



21日及び同月31日である。したがって、本件請求時点、本件処分時点において、本件対象公文書たる本件音声データは存在していたことになる。

条例第20条は、「実施機関は、この条襟の適正かつ円滑な運営に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」と定めている。公文書の適正な管理を果たすために定められている川崎市教育委員会事務局公文書管理規則は、その第7条第2項4号において、公文書の保存期間につき、「川崎市情報公開条例第6条……の規定による開示の請求があったもの」については、「当該請求に足しうる諾否の決定の日の翌日から起算して1年間」が経過するまでの間、保存期間を延長する旨定めている。これは、開示請求に対する諾否の決定前に、当該請求の対象となった公文書の保存期間が満了し、廃棄(消去)されることを防止することにより、開示請求の実効性を確保するとともに、当該諾否の決定に対する不服申立てや行政訴訟の提起を可能にする趣旨であると考えられる。

実施機関が本件音声データを「公文書」に該当しないと判断したこと自体は、条例の解釈につき疑義があったことによるものであると見ることはできなくはないが、本件請求により、本件音声データを「公文書」に該当するとの見解があることを知りながら、あえて本件音声データ廃棄(消去)したことは、条例及び川崎市教育委員会事務局公文書管理規則の趣旨をないがしろにするものとして、非難されてしかるべきものである。

6 しかし、これだけの重大な違法行為に対して、誰も責任を取らず誰も懲戒処分を受けていない。

会議録音テープを取る直接の責任者である庶務担当課長及び庶務課長、川崎市教育委員会事務局公文書管理規則に基づき保存義務を負っていた責任者である教育長は、平成26年8月17日と同年8月31日の教育委員会議録音テープに対して公文書としての開示請求があったことを熟知していたのであって、会議録音テープは公文書であるかもしれないと予見できたのであるから、会議

録音テープを消去することは、未必の故意による公文書毀損罪(警報258条)にも該当する悪質な行為である。

また、会議録音テープを消去することは、地方公務員法第29条第1項の1号地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合、2号職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、3号全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合にいずれも該当し、同法第4項、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条減給、第4条定職に該当する非行である。

7 よって、平成26年10月当時のテープの消去を直接指示した川崎市教育委員会庶務担当課長、庶務課長及び川崎市教育委員会事務局公文書管理規則に基づき保存義務を負っていた責任者である教育長に停職もしくは減給の嚴重なる懲戒処分を求める。

